三の項中「名称、対象及び内容」を「種類」に改め、同項の表を削り、同項に次のように加える。

特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件の一部改正）

第十一条　貨物自動車運送事業輸送安全規則第十条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件（平成十六年国土交通省告示第千四百二十三号）の一部を次のように改正する。

一の項中「適性診断を実施する者の」を削る。

三の項中「名称、対象及び内容」を「種類」に改め、同項の表を削り、同項に次のように加える。

初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章4に掲げる初任診断及び適齢診断をいう。）

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件の一部改正）

第十二条　貨物自動車運送事業輸送安全規則第十条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件（平成十八年国土交通省告示第三百十八号）の一部を次のように改正する。

一の項中「適性診断を実施する者の」を削る。

三の項中「名称、対象及び内容」を「種類」に改め、同項の表を削り、同項に次のように加える。

特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章4に掲げる初任診断及び適齢診断をいう。）

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件の一部改正）

第十三条　旅客自動車運送事業運輸規則第三十八条第八項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置（平成十八年国土交通省告示第千八十八号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「第三十八条第八項」を「第三十八条第五項」に改める。

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十条第七項の規定に基づき貨物自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置の一部改正）

第十四条　貨物自動車運送事業輸送安全規則第十条第七項の規定に基づき貨物自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置（平成十八年国土交通省告示第千九十二号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「第十条第七項」を「第十条第四項」に改める。

（旅客自動車運送事業運輸規則第三十八条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件の一部改正）

第十五条　旅客自動車運送事業運輸規則第三十八条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件（平成十八年国土交通省告示第千四百七十三号）の一部を次のように改正する。

一の項中「適性診断を実施する者の」を削る。

三の項中「名称、対象及び内容」を「種類」に改め、同項の表を削り、同項に次のように加える。

特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

（旅客自動車運送事業運輸規則第三十八条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件の一部改正）

第十六条　旅客自動車運送事業運輸規則第三十八条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件（平成十九年国土交通省告示第千四百九十三号）の一部を次のように改正する。

一の項中「適性診断を実施する者の」を削る。

三の項中「名称、対象及び内容」を「種類」に改め、同項の表を削り、同項に次のように加える。

特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

（旅客自動車運送事業運輸規則第三十八条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件の一部改正）

第十七条　貨物自動車運送事業輸送安全規則第十条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件（平成十九年国土交通省告示第千四百九十四号）の一部を次のように改正する。

一の項中「適性診断を実施する者の」を削る。

三の項中「名称、対象及び内容」を「種類」に改め、同項の表を削り、同項に次のように加える。

特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

（旅客自動車運送事業運輸規則第三十八条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件の一部改正）

第十八条　旅客自動車運送事業運輸規則第三十八条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件（平成二十年国土交通省告示第千百二十五号）の一部を次のように改正する。

一の項中「適性診断を実施する者の」を削る。

三の項中「名称、対象及び内容」を「種類」に改め、同項の表を削り、同項に次のように加える。

特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

（旅客自動車運送事業運輸規則第三十八条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件の一部改正）

第十九条　貨物自動車運送事業輸送安全規則第十条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件（平成二十年国土交通省告示第千百二十六号）の一部を次のように改正する。

一の項中「適性診断を実施する者の」を削る。

三の項中「名称、対象及び内容」を「種類」に改め、同項の表を削り、同項に次のように加える。

特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件の一部改正）

第二十条　旅客自動車運送事業運輸規則第三十八条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件（平成二十二年国土交通省告示第千三百十号）の一部を次のように改正する。

一の項中「適性診断を実施する者の」を削る。

三の項中「名称、対象及び内容」を「種類」に改め、同項の表を削り、同項に次のように加える。

特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件の一部改正）

第二十一条　貨物自動車運送事業輸送安全規則第十条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件（平成二十二年国土交通省告示第千三百十一号）の一部を次のように改正する。

一の項中「適性診断を実施する者の」を削る。